

特別支援における教育的ニーズの把握と教育的支援・配慮 ～合理的配慮や自立活動へ応用できるアセスメントシートの検討

新平 鎮博*, 藤田 昌資**, 小西 孝政**, 木内 学***

Application of Educational Needs Assessment, to Reasonable Accommodation and Independence Activity of Study

Shizuhiko NIIHIRA, Masashi FUJITA, Takamasa KONISHI, Manabu KINOUCHI

【要旨】

国立特別支援教育総合研究所・病弱教育研究班では、体の病気や心の病気のある子どもたちの教育的ニーズおよび教育的支援・配慮に関する研究成果を公表している。今回、それらの成果を特別支援教育に必要な合理的配慮、自立活動との関係について検討し、具体的なアセスメントシートを作成し、事例に活用できるように検討したので、報告する。

キーワード：特別支援教育、教育的ニーズ、アセスメント、合理的配慮、自立活動

はじめに

国連の障害者権利条約批准に向けて、日本では、国内の法整備とあわせて、様々な制度の構築が行われた。子どもに関する部分では、障害者基本法の改正をはじめ、障害者差別解消法の制定、児童福祉法の改正等である。

教育分野では、平成19年度より特殊教育から特別支援教育へ転換されていたが、上記の障害者権利条約に関連して、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」、平成24年7月23日、中央教育審議会初等中等教育分科会¹⁾に基づき、就学先決定に関する政令の改正も行われた²⁾。全ての学校におい

て、合理的配慮の提供が必要とされ、個別の教育支援計画に記載することとなっている。また、特別支援学校の教育課程において特に設けられた指導領域「自立活動」は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的とする」が、個別の指導計画に記載することとなっている。この自立活動は、学習指導要領の改訂により、小学校・中学校における自立活動の取扱いが示されている³⁾。

合理的配慮の提供や自立活動の指導においては、個々の児童生徒の「実態把握」が必要とされている

* にいひら しづひろ 相模女子大学

** ふじた まさし 国立特別支援教育総合研究所

*** こにし たかまさ 国立特別支援教育総合研究所

**** きのうち まなぶ 千葉県立仁戸名特別支援学校

が、実態把握について、エビデンスに基づく（質的研究、数的研究を含む）系統だった手法は、筆者が調べた限りにおいて、下記に述べる国立特別支援教育総合研究所が行った病弱教育分野以外には我が国ではみられなかった。障害者差別解消法によると、合理的配慮は、国及び地方公共団体では義務となっており、また、改訂された学習指導要領によると、自立活動は、通常級に一定数在籍する発達障害の児童生徒等の指導の参考となるとされている。このことは、どの学級に在籍する児童生徒に対しても、実態把握を行いながら合意形成を図っていくことや指導内容の決定が必要とされる。

国立特別支援教育総合研究所（病弱教育研究班）では、平成25年度より平成30年度にかけて、特別支援学校（病弱校）における実践に基づく教育的ニーズとそれに対応する支援配慮に関する質的研究をまとめて公表している^{4~6)}。また、その応用として、特別支援学校以外でも有用であることを、セミナーにおけるアンケート調査より紹介している⁷⁾。

合理的配慮や自立活動という用語で示された内容以外に、特別支援学校では、実際には多くの支援・配慮が行われており、その内容は合理的配慮や自立活動と重なる部分が多い。上記の研究所のデータは、実践例を数多く集約して質的研究を行った（エビデンスに基づく）研究成果であり、教育現場での活用が期待されるが、実際の応用に関する分析などは今後の課題であった。

そこで、本研究では、合理的配慮または自立活動との関係について、再度検討を行い、仮想事例によりその有用性を検討した。また、この一連の考え方が、他の障害種にも応用できるかどうかについて、同様、仮想事例により検討した。

結果、実態把握には、教育的ニーズのアセスメントが必要であると考えられ、今後、様々な学校現場で応用できることを唆すので、その内容について本論文では、紹介する。

研究の方法

国立特別支援教育総合研究所（以下、特総研と略す）の病弱教育研究班における教育的ニーズと支援・配慮に関する公表された研究成果を基に、再度、合理的配慮と自立活動との関係性について検討を行った。これには、質的研究に準じ、筆者ら研究者により分析した。

仮想事例（高校生のがん患者におけるICT、特に

遠隔教育の活用例）では、上記で得られた成果について、教育的ニーズを整理し、それに対する支援・配慮の具体的な内容を、教育的ニーズと合理的配慮・自立活動の関係について検討を行った。つまり、ICT活用により、どのような教育的ニーズに対応するのか、それは、合理的配慮や自立活動とどのような関係があるのかを示した。一方、自立活動については文部科学省の学習指導要領で示された自立活動の流れ図との比較を行うことで、具体的な方法について検討を行った。なお、実際の事例では、考察述べるような学校における実践もある。

最後に、病弱教育における教育的ニーズのアセスメントシートをアレンジし、知的障害の仮想事例を例に検討を行った。

研究の結果

(0) 特総研の研究成果の概略紹介

特総研の研究成果は、体の病気と心の病気に分けて、それぞれ、教育的ニーズについて、病弱教育を専門とする特別支援学校の教員を対象にしたデータを基に質的に分析を行っている。また、全ての項目について、教育的な支援・配慮が集約されている。全てが合理的配慮や自立活動に活用されるわけではないが、実際の教育の場での活用に参考とできる。

体の病気については、5領域14項目に分類されている（表1、引用^{4~5)}）。それぞれの教育的ニーズ

表1 体の病気に関する教育的ニーズの領域と項目
(特総研報告書より引用^{4~5)})

領域	項目
学習面	1. 学習指導 2. 前籍校 3. 経験 4. 進路
自己管理	5. 自己理解・病気の理解 6. 自己管理 7. ストレス
対人面	8. 人間関係 9. コミュニケーション
心理面	10. 自己肯定感・自己効力感 11. 心理的な安定 12. 不安
連携	13. 医療等との連携 14. 保護者との連携・支援

に対応した具体的な支援・配慮例を示しており、報告書以外に本として公表されている。この成果は、特別支援学校以外においても活用できる検討が行われている。また、災害や設備等を除く、合理的配慮3観点11項目中、7項目との関係についても示されている。一方、心の病気（精神疾患及び心身症、発

達障害の二次障害を含む）については6領域40項目に分類されている（表2、引用⁶⁾）。内容的に自立活動の指導に活用できるので、自立活動との関係についても示されている。これらをまとめて、病弱教育における、教育的ニーズのアセスメントシートについてもホームページ上で公開されている^{4~8)}。

表2 心の病気に関する教育的ニーズの項目（特総研報告書より引用⁶⁾）

教育的ニーズの項目（内容の参考例）
(心理)
1. 不安・悩み（不安が強い、悩みが頭から離れない） 2. 感情のコントロール（気持ちを抑えられない、すぐに怒ってしまう） 3. こだわり（一つのことにつこだわると他のことが考えられない） 4. 意欲・気力（目標がもてない、やる気が起きない） 5. 自己理解（何が辛いのか自分でも分からない） 6. 気持ちの表現（気持ちを言葉・文字に表せない） 7. 情緒の安定（嫌なことを思い出してしまう、イライラする） 8. 気分の変動（気分の浮き沈みがある） 9. 自信（自分に自信がない、自己肯定感が低い）
(社会)
10. 集団活動（集団の中にいると疲れる、ルールに従えない） 11. 社会のルールの理解 12. コミュニケーションスキル（あいづちがうてない、人の話が聞けない） 13. 同年代との関係（相手のことを考えた言動ができずトラブルになる） 14. 家族との関係（家族との関係がうまくいかない） 15. 教師との関係（教師を信用しない） 16. 異性との関係 17. 他者への信頼（人が信用できない、人と関わりたくない） 18. 他者への相談（困った時に相談できない） 19. 他者理解（表情や態度から気持ちが読み取れない）
(学習)
20. 学習状況（勉強の仕方が分からない） 21. 処理能力（書きながら聞くなど、2つの作業を同時に出来ない） 22. 聞き取り・理解力（話を聞いても理解できない、指示内容が分からない） 23. 読み・書き（文章を読むのが苦手、漢字を正しく書けない） 24. 記憶力（すぐに忘れてしまう） 25. 注意・集中（集中が続かない、気が散って集中できない） 26. 学習への意識（嫌いな教科に出たくない） 27. 経験（生活経験が低い）
(身体)
28. 身体症状・体調（お腹や頭が痛い、過呼吸や喘息がおこる） 29. 巧緻性（手先を使って操作することが指示通りできない） 30. 動作・体力（体力がない、動きがはやくできない） 31. 多動性（じっとしていられない、待てない） 32. 感覚過敏（においに敏感、大きな声が嫌）
(学校生活)
33. 見通し（予定の変更が受け入れられない） 34. 物の管理（忘れ物が多い、物をなくしてしまう） 35. 登校・入室への抵抗感（学校に行きたくない、教室に入れない）
(自己管理)
36. 眠眠・生活リズム（朝起きられず遅刻してしまうことが多い） 37. 食事（給食が食べられない、外食ができない） 38. 服薬（薬が手離せない、薬の管理が面倒） 39. 病気の理解（自分自身の病状を理解していない） 40. ストレスへの対処（ストレスへの対処、苦手なことから逃れたい）

(1) 体の病気に関する合理的配慮の再検討および自立活動との関係

特総研による教育的ニーズと合理的配慮の関係について、各項目間の比較を再度行ったが、その結果については図1に示した。

複数の教育的ニーズに対応した合理的配慮が提供

できることを示している。今回、新たに検討を行ったのが、自立活動との関係であるが、5領域のうち「学習面」は、自立活動の結果であるとし、残りの4領域を、自立活動6区分27項目とで比較したものを見た。

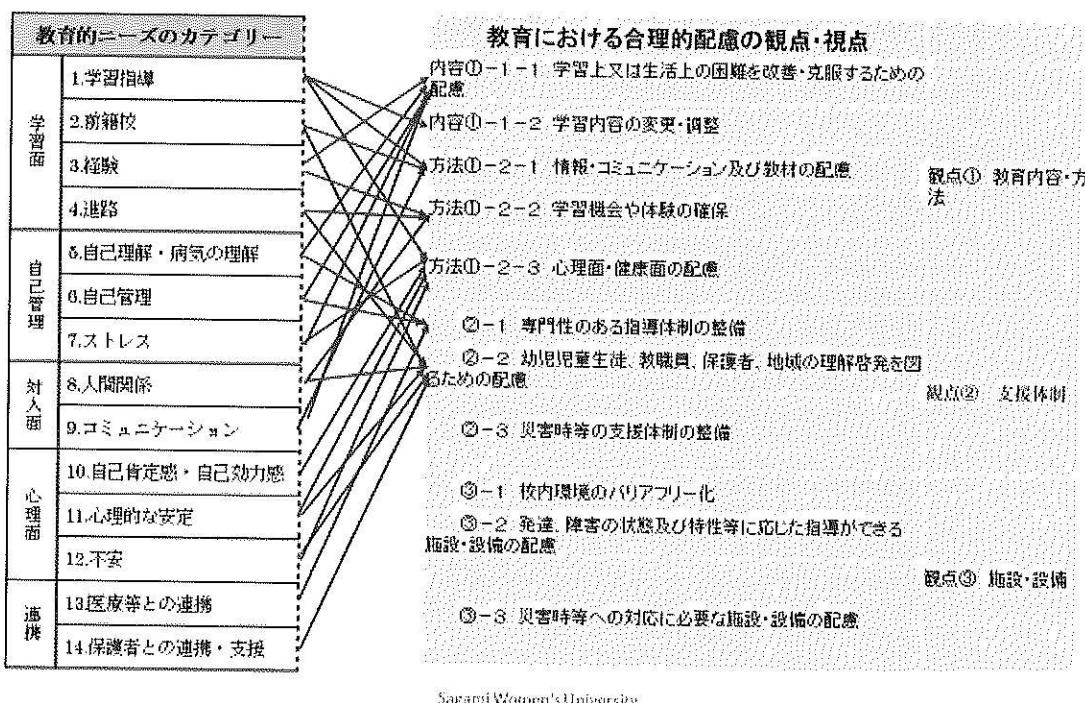


図1 病弱教育（身体の病気）における教育的ニーズと合理的配慮との比較

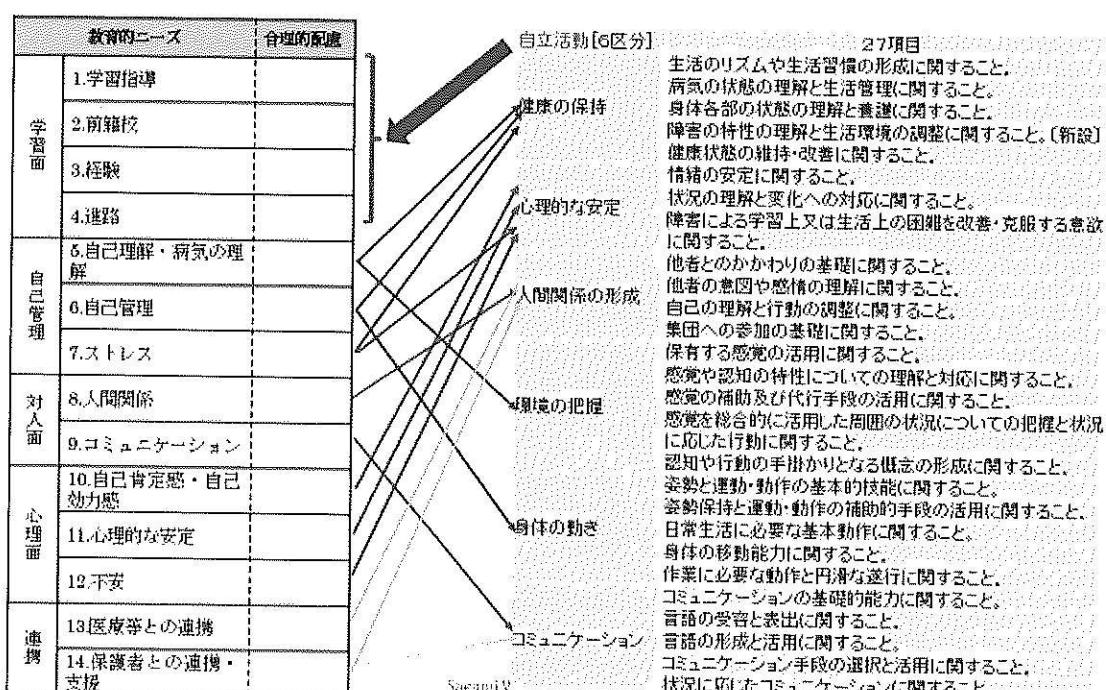


図2 病弱教育（身体の病気）における教育的ニーズと自立活動との比較

(2) 仮想事例における検討

今回の事例は、がんで入院中の高校生である事例について、ICTの活用（特に、遠隔教育）を例に、合理的配慮、自立活動との関係を分析した。教育的ニーズは、全ての項目で抽出したが、ICTの活用が合理的配慮の提供に結びつくと考えられたのは、7項目、また、ICTの活用が自立活動の指導に関係す

ると考えられたのは、2項目であった。教育は一つの手段で行われるものではないので、ICTの活用のみで、入院による制約をすべて解消できるわけではなく、対面の指導や相談も必要であるが、特に学習面において、合理的配慮の提供が可能であり、また、ICTを利用した自立活動も可能である。結果については、図3に示した。

教育的ニーズ		教育的な支援・配慮および指導	
カテゴリー	キーワード	合理的配慮の提供 (個別の教育支援計画)	自立活動の計画 (個別の指導計画)
学習面	1.学習指導 2.前籍校 3.経験 4.進路	学習空白や学習の遅れ、学習意欲、指導時間 前籍校との連携、前籍校の友達とのつながり、復学後のケア 経験の不足、語彙の不足 進路の選択、将来の夢	遠隔教育以外で可能だが負担大 高等部があれば可能 TV会議システムの活用 実験や社会活動可能
自己管理	5.自己理解・病気の理解 6.自己管理 7.ストレス	自己理解、病気の理解、治療の理解 体調管理、基本的生活習慣 ストレスへの対処、入院中のストレス	医療スタッフと共同 日々の生活のスケジュール ストレスマネジメント
対人面	8.人間関係 9.コミュニケーション	集団活動への参加、人間関係の希薄さ、友達とのつながり コミュニケーションスキル、年齢・場に応じた行動・音楽、自分が必要な支援を求める力	スマホもあるが、授業を同時に受ける 授業でのコミュニケーションが可能
心的面	10.自己肯定感・自己効力感 11.心理的安定	自己肯定感の低下、成功体験の不足、自信の獲得 心理面へのケア、感情のコントロール	学習機会 学習する意欲
行動	12.不安 13.医療等との連携 14.保護者との連携・支援	学習面の不安、病気への不安、将来への不安 医療等との連携 保護者との連携、保護者のストレス、福祉機関等の情報	学習機会：他も必要 学習機会提供で不安の軽減 教師による相談

図3 仮想事例における教育的ニーズのアセスメントと合理的配慮及び自立活動の関係
○で示された項目は、ICTにより合理的配慮や自立活動に有用となる例を示す

(3) 心の病気に関する教育的ニーズと自立活動の比較

図4に、学習指導要領で示された自立活動の流れ図を一部改変したものを示した。特総研の研究で、教育的支援・配慮の提供シート、および、自立活動との関係について合体させたものを図5で示した。この中に、文部科学省の流れ図における番号を記入した。実態把握の段階において、教育的ニーズの分析、また、教育的支援・配慮（今回、詳細は示さないが、特総研の研究成果に示されている）を踏まえて、自立活動の指導内容との関係を示した。表中、実態把握について、医療の診断と治療で用いるSOAP（S：主観的な患者の訴え、O：診察や検査による客観的な所見、A：アセスメント、医療では診断、P：治療方針）を示したが、自立活動を考える時の実態把握=アセスメントの一例とした。

(4) 知的障害の例

特別支援学級に在籍している知的障害児が、日常的に通常級との交流および共同学習を行っている例である。病弱教育の研究成果とは異なるが、上記の体と心の病気に関する教育的ニーズの領域はそのまま使用した。それぞれの項目で、特に知的障害を考慮して、学習面（認知、理解、記憶等）について、項目数を増やし、全6領域について、教育的ニーズを抽出した。それぞれについて、具体的な合理的配慮、自立活動について、図6に示した。本仮想事例では、対応できている部分と検討が必要である部分をあわせて掲載した。

自立活動の流れ図 (文部科学省の学習指導要領解説)に合わせた考え方

- 【実態把握】
- ① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中でみられる長所やよさ、課題等について情報収集
- ②～1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階
- ②～2 収集した情報(①)を学習上または生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階
- ②～3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階
- 「指導すべき課題の整理」
- ③ ①をもとに②～1、②～2、②～3で整理した情報から課題を抽出する段階
- ④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階
- 【指導目標と項目を設定】
- ⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階(指導する指導目標を項目間で整理)
- ⑥ ⑤を達成するために必要な項目を設定する段階(6区分にあわせて、達成する項目に整理)
- 【項目間の関連付け】
- ⑦ 項目と項目を関連付け際のポイント
- 【自立活動の指導内容の設定】
- ⑧ 選択した項目を関連付けた具体的な指導内容を設定

図4 文部科学省の学習指導要領の自立活動の流れ図の改变

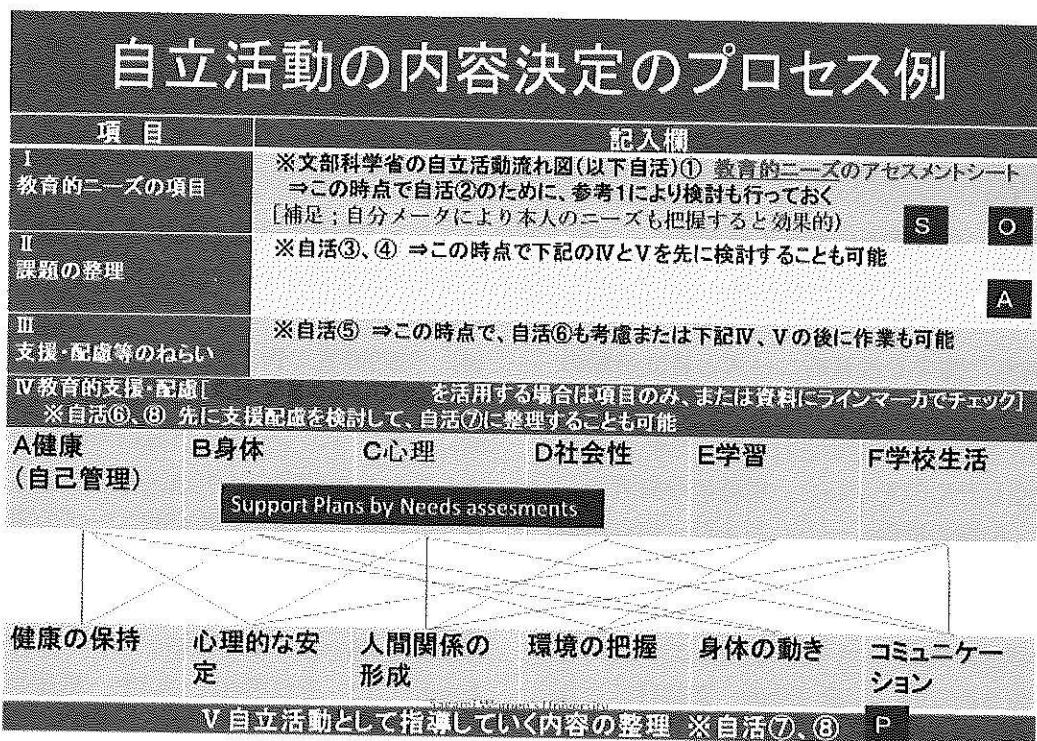


図5 病弱教育(心の病気)における教育的ニーズと自立活動決定のプロセス例

図中の数字は、図4と対応する。また、SOAPについては、本文で説明している。

Support Plans by Need assementsは、引用した研究成果に示された具体的な支援・配慮例である。

教育的ニーズ		教育的な支援・配慮及び指導	
カテゴリー	キーワード	支援配慮→合理的配慮(個別の教育支援計画) 自立活動の計画(個別の指導計画)	
学習	認知力 理解力	概念の理解	概念を理解しやすい教材の工夫、スマールステップ(モディフィケーション)→担任が工夫している目標の設定変更(アコモデーション)新学習指導要領
	処理能力	与えられた課題の達成	習得する目標と調整 (場合に応じ家庭での連携、家庭学習など検討も考慮)
	記憶能力	学習した内容の応用	前回学んだことを反復(合理的配慮) 前回学んだことが役立つことを理解(自立活動) 集団給食で他人と一緒に食べる→改善傾向
健康	食事	好き嫌い	体育の授業だけではなく、休み時間の活用
	運動	運動不足	
身体	身体活動能力	運動面での活動性を高める	苦手な運動があるので、スマールステップで行う
	微細な運動能力	細かい作業を挑戦させる	時間はかかるでも丁寧に書く→「伝える」など目的の明確化 達成感…できた作品を理解する
心理	人間関係	学校生活が楽しい	同じ学校の児童との関係(→交流および共同学習で達成)
	コミュニケーション	自分の考え方を伝えれる	まずは、教師が理解する(待つ、聞く…時間かかる)
	自分で学習しようとする	理解できないだけではなく、自ら取り組む姿勢	学習の目的を、具体的に理解させる(自立活動) 学習した結果に対する報酬で意欲を高める
社会性	先生との関係	依存ではなく、指導的	先生の支撐は、求められた時 先生は指導者(教ってくれる人)を真に理解できる 給食会場などで達成できている?
	友人との関係	ルールを基に活動できる	
連携	巡回指導(配慮面) センター的機能(学習面)	健康に登校できること	
	医療機関(健康面)		健診管理は行っている(合併症などの治療など)

サンプル

相模女子大学

図6 知的障害のある子どもの教育的ニーズのアセスメント及び教育的な支援・配慮例

考察

特総研における病弱教育の研究成果を応用する取り組みは、埼玉県立けやき特別支援学校（報告書）⁹⁾、東京都立武蔵台学園府中分教室（研究成果報告会）¹⁰⁾で行われている。質的研究ではあるが、エビデンスに基づく教育についての研究が進められている。前者では、評価する教員以外に、児童・生徒自身が自分の教育ニーズ（困っていること）を自己理解するツールであり、その支援・配慮においても、特総研の研究成果を活用している。重要な点であると考えられる。また、後者では、教育的ニーズのアセスメントが、自立活動の指導内容決定に有効であること、また、特総研の研究成果を活用している。

今回は、自立活動、合理的配慮へ応用できるアセスメントシートへの応用について検討を行ったが、今後、活用できる可能性を示唆できた。合理的配慮については、今後、各地方公共団体が合理的配慮提供における根拠として活用できる可能性がある。自立活動においても、今回のシートを用いると、実態把握が系統的にでき、また、特総研の研究成果を基に、具体的な支援・配慮を抽出することで、自立活動の指導を考えるヒントになる例を示すことができた。応用については、今後のエビデンスの蓄積が必要であると述べたように、実際の事例については、今後、様々な研修などを通じて活用を紹介していく。

すでに、研修や学校訪問でいくつかの事例で応用しているが、それらをまとめて仮想事例として示した。エビデンスとしては、今後の研究の蓄積を行いたい。

合理的配慮の提供や自立活動の指導については、「実態把握」が必要であるとするが、系統的なアセスメントシートは、病弱教育以外には筆者の探した限りにおいてはなかった。教育的ニーズについての整理が必要であるが、考え方としては、病弱教育と似た考えで行えると考えられる。各特別支援学校で、個々に学校のフォームがあるとされるが、病弱教育のように、一定の質的研究を基礎としたフォームの作成が期待されるが、その参考に、今回、知的障害においても応用できる可能性を示した。

本論文の要旨は、第12回相模女子大学子ども教育学会・研究会（2019年10月6日）にて報告した。

謝辞

本研究は、筆者（新平）が、国立特別支援教育総合研究所在職中に、病弱教育研究班の班長として行った一連の研究を活用した。在職中に、同じ研究班だった研究員に感謝する。また、この成果は、特別支援学校（病弱校）の教員の協力なくして実施できない。校長先生をはじめ、すべての協力いただいた先生方に深謝する。最後に、障害や病気のある子

どもたちの教育の一助となれば幸いである。

文献

- 1) 中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）。共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）。平成24年7月23日 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
別表（合理的配慮の例）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1323312.htm（アクセス日、2019-12-25）
- 2) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）。教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm（アクセス日、2019-12-25）
- 3) 文部科学省。平成29・30年改訂 学習指導要領、解説等。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/news/1384661.htm（アクセス日、2019-12-25）
- 4) 国立特別支援教育総合研究所（2016）。インクルーシブ教育システム構築における慢性疾患のある児童生徒の教育的ニーズと合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究（平成26年度～27年度）研究成果報告書。平成28年3月 <http://www.nise.go.jp/cms/7,12409,32,142.html>（アクセス日、2019-12-25）
- 5) 国立特別支援教育総合研究所（2017）。病気の子どもの教育支援ガイドブック。ジース教育新社「ISBNコード ISBN978-4-86371-406-9 C3037」
- 6) 国立特別支援教育総合研究所（2019）。精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育的支援・配慮に関する研究（平成28年度～30年度）」研究成果報告書。平成25年3月 <https://www.nise.go.jp/nc/study/so-fa/h30>（アクセス日、2019-12-25）
- 7) 森山貴史、深草瑞世、新平鎮博。国立特別支援教育総合研究所（2016）。平成28年度病弱班における研究成果普及活動の報告—地域における「病気の子どもの教育支援ガイド（試案）」を活用した研修を中心に、国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第6号、平成29年3月 <http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/13006/j6-06houkoku-moriyama.pdf>（アクセス日、2019-12-25）
- 8) 深草瑞世、新平鎮博。国立特別支援教育総合研究所（2017）。「精神疾患及び心身症のある児童生徒の教育に関連した疫学的検討—全国病弱虚弱教育研究連盟の病類調査報告を含む—」。特総研ジャーナル第6号、12-17、平成31年3月 <http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/13006/j6-05houkoku-fukakusa.pdf>（アクセス日、2019-12-25）
- 9) 埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校（三原和弘、中里早苗）。精神疾患・心身症等の児童生徒の自立活動を充実させ、復学支援に生かす取組—尺度表「自分メーター」の活用を通して—（公財）みずほ教育福祉財団特別支援教育研究助成事業特別支援教育研究論文30年度、平成31年3月 http://www.nise.go.jp/nc/page_20190416022155（アクセス日、2019-12-25）
- 10) 東京都立武藏台学園府中分教室、実践報告会(令和元年8月6日、東京都立称号総合医療センター)

関連する法律等の一覧

- 1) 障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）世界保健機構（WHO）
平成26年1月22日公布及び告示（条約第1号及び外務省告示第28号）
(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)
障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である。
- 2) 障害者基本法(昭和45年5月21日法律第84号)
最終改正：平成25年6月26日法律第65号
- 3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第65号）
平成25年6月26日に公布され、一部を除き平成28年4月1日に施行
- 4) 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
最終改正：平成26年5月30日法律第47号
- 5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)
最終改正：平成26年6月25日法律第83号
- 6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 7) 知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）
- 8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）
- 9) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
- 10) 学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年8月26日、政令第244号として公布）